

2010年6月9日

放送倫理・番組向上機構  
放送と人権等権利に関する委員会  
委員長 堀野 紀 殿

株式会社テレビ朝日

### 委員会決定に対する当社の対応と取り組みについて

2009年4月24日と5月29日放送の当社番組「朝まで生テレビ!」にかかわる「拉致被害者家族からの訴え」事案で、放送と人権等権利に関する委員会は、2010年3月10日、出演者の発言について「被害者家族に対する配慮を欠き不適切」としたものの「言論の自由の範囲内にあり、人権侵害とは認められない」と判断されました。一方、発言を受けての当社の対応について「迅速性に欠ける点と謝罪放送の実施方法に不適切な部分があった点において、放送倫理上の問題があった」と判断されました。

当社は、人の生死に関して社として確認できていない内容が生放送されたことにより、拉致被害者の救出に全力で取り組んでおられるご家族・関係者の方々にご不快の念を抱かせてしまったことを誠に申し訳なく存じており、今回の決定を真摯に受け止めています。

以下、決定を受けての当社の対応と取り組みについてご報告いたします。

#### 1. 広報および放送対応

委員会決定を受けて、当社は「委員会の決定を真摯に受け止め、今後も、放送倫理に十分配慮した放送に努めてまいります」とのコメントを公表しました。

委員会決定の内容については、通知を受けた3月10日夕方の「スーパーJチャンネル」で、当社のコメントと申立人の記者会見の内容を交えて放送しました。その中で、拉致被害者の救出に全力で取り組んでおられるご家族・関係者の方々へ改めてお詫び申し上げました。また、3月26日深夜放送の当該番組「朝まで生テレビ!」でも、決定内容と合わせ、当社のコメント、申立人の記者会見の内容、ご家族・関係者の方々へのお詫びを放送しました。さらに、4月4日放送の番組「はい!テレビ朝日です」でも決定内容を放送しました。

#### 2. 社内での報告・周知等

委員会決定翌日の3月11日に、報道局内各部・各番組の担当部長とプロデューサーらを集めた会議で、決定内容と当社の対応、今後の検討課題について詳細な報告を行いました。3月16日には、局長会ならびに社内常設の放送倫理に関する会議で決定内容を報告

し、3月19日の当社放送番組審議会で、社長から決定内容や当社の対応について報告を行いました。また、4月2日の取締役会でも社長が報告を行いました。

### 3. 放送倫理向上に向けた取り組みについて

「報道ステーション」の「徳島・土地改良区横領事件報道」事案で、放送と人権等権利に関する委員会からの勧告を受けて設置した「報道局・危機管理プロジェクト」の5月7日の会議で、当社BPO連絡責任者から改めて今回の委員会決定の内容について詳細な報告を行った上で、決定内容とそこに至る経緯、決定後の当社の対応および再発防止に向けた今後の課題等について話し合いました。出席者からは、委員会の見解は言論の自由を重んじるものであり、出演者の生放送中の不適切な発言にどう対応すべきかという点でも示唆に富むものであるとの意見が出されました。一方で、対応の迅速性や謝罪放送の実施方法など申し立てにはなかった事柄について、事実が十分に検証されないまま判断されているのではないかとの意見も出されました。こうした場合に、事実関係の説明やそれに基づく見解を述べる機会がないという意味で、事実上の一審制となっている審理への懸念も出されました。こうした議論を経て、今回の委員会決定を真摯に受け止め、今後、出演者とプロデューサーのより一層の信頼関係の構築や意思の疎通に努めることなどを確認しました。

5月28日には、放送と人権等権利に関する委員会の坂井真委員を当社に招き、セミナーを開催しました。約2時間にわたるセミナーには、報道局を中心に社員・社外スタッフら約70人が参加しました。この中では、坂井委員から、今回の決定に至る委員会の審理や論点について説明を受け、その後、坂井委員と当該番組の制作担当者らのディスカッションおよび参加者を交えての質疑を行い、今回の委員会決定についての理解を深めました。

今後、今回の事例を踏まえて、生放送中の出演者の発言に対する迅速で適切な処置と、当事者に対する責任ある説明、謝罪が必要な場合はその意思が的確に伝わる放送などの対応について、社内の研修等で徹底していきたいと考えております。

以上、今回の委員会決定を受けての当社の対応と取り組みをご報告いたします。